

事業用建築物の所有者等に係る指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）同施行規則（以下「規則」という。）に基づき、事業用建物の所有者、占有する者及び建設者に対し、廃棄物の排出抑制及び適正な処理について指導を行い、もって事業系廃棄物の減量化並びに生活環境の保全を図ることを目的とする。

(事業用建築物の区分)

第2条 この要綱における事業用建築物の区分は次のとおりとする。

- (1) 事業用途に供する延床面積が、3,000平方メートル以上、又は当該建築物の占有者が排出する事業系一般廃棄物の排出量が1年当たり20トン以上の建物（以下「事業系大規模建築物」という。）
- (2) 事業用途に供する延床面積が、500平方メートル以上の建物（以下「一定規模事業系建築物」という。）
- (3) 事業用途に供する延床面積が、500平方メートル未満の建物

(建築物の単位及び延床面積の算定基準)

第3条 条例に規定する事業用建築物の棟単位及び事業用途に供する床面積は次のとおりとする。

- (1) 建築物の単位の基準
 - ① 学校、病院及び工場等、同一敷地内において共通の用途に供され、廃棄物の処理及び保管が一体として行われる複数の建築物は、1棟の建築物とみなすことができる。
 - ② 事業用途に供する床面積の合計が3,000平方メートル以上の1棟の建築物であっても、所有関係又は、利用形態等により一体的な取り扱いが困難な場合は、各部分ごとに独立の建築物とみなすことができる。この場合、その所有又は管理にかかる床面積が3,000平方メートルに満たない場合でも、それぞれ、1棟の建築物とみなす。
- (2) 建築物の延床面積の算定基準
 - ① 事業用途に供する床面積とは、居住用途に供する床面積を除いた床面積とする。

(所有者の範囲)

第4条 条例で規定する事業用建築物の所有者（以下「所有者」という。）とは、建築物に対し民法上の所有権を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる者を所有者とみなすことができる。

- (1) 建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者又は区分所有者の中から選ばれた代表者
- (3) 建築物の全部を賃貸その他の事由により、事実上占有して使用している者

(4) 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理にとどまらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

(所有者の責務)

第5条 所有者は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理を行い、廃棄物の減量化等を図るため、次の責務を遂行しなければならない。

(1) 事業系大規模建築物の所有者は、責務を遂行するために建築物1棟ごとに廃棄物管理責任者を1名選任し、使用開始の日から（条例施行日において、すでに使用している場合は、条例施行日から）30日以内に廃棄物管理責任者選任届（第1号様式）により市長に届け出ること。また、届け出の内容に変更があった場合は、その事実が生じた日から同様とする。

(2) 事業系大規模建築物の所有者は、廃棄物の減量及び再利用を促進するため、当該建築物から排出される事業系廃棄物に係る前年度実績及び当年度計画を、各年度4月1日現在で作成し、6月末日までに廃棄物の減量及び再利用に関する計画書（第2号様式）を市長に提出すること。

(3) 事業系大規模建築物及び一定規模事業系建築物の所有者は、廃棄物の再利用を促進するため、当該建築物又は敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めること。また、設置する場合はあらかじめ資源物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第3号様式）により市長に届け出ること。

2 事業用建築物の所有者は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理を行うため、当該建築物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「事業系一般廃棄物保管場所等」という。）を設置すること。

(廃棄物管理責任者の職務)

第5条の2 前条第1項第1号に規定する廃棄遺物管理責任者の職務は次の各号による。

(1) 計画等

- ① 建築物から発生する廃棄物の種類、量及び処理方法等を記録する。
- ② 帳簿等の関係書類を整理及び保管する。
- ③ 廃棄物の減量及び再利用に関する計画を立案し、所有者に報告する。
- ④ 廃棄物の排出抑制及び減量化等を推進するための組織あるいは体制を整備する。

(2) 折衝

- ① 資源回収業者と回収方法及び回収ルート等について折衝する。
- ② 廃棄物收集運搬業者及び廃棄物処分業者と回収方法及び回収ルート等について折衝する。

(3) 指導

- ① 建築物の使用者に対して、廃棄物の分別方法及び適正処理について指導する。

(4) 点検

- ① 廃棄物の減量及び再利用に関する計画が、正しく実施されているか点検する。

(占有する者の責務)

第6条 事業用建築物を占有する者は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理を行い、廃棄物の減量化等を図るため、次の責務を遂行しなければならない。

- (1) 事業系大規模建築物を占有する者は、事業系廃棄物の減量を促進するため、当該建築物の所有者に協力すること。
- (2) 事業用建築物を占有する者は、事業者として廃棄物の排出抑制及び適正な処理を行うため、当該建築物又は敷地内に事業系一般廃棄物保管場所等を設置すること。
- (3) 事業用建築物を占有する者は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理を行うため、当該建築物から排出される廃棄物を、保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）に集めること。

(建設者の責務等)

第7条 事業用建築物の建設者は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理を行い、廃棄物の減量化等を図るため、次の責務を遂行しなければならない。

- (1) 事業系大規模建築物の建設者は、廃棄物の再利用を促進するため、当該建築物又は敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置し、あらかじめ資源物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第3号様式）により市長に届け出ること。
- (2) 事業系大規模建築物及び一定規模事業系建築物の建設者は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理を行うため、当該建築物又は敷地内に保管場所を設置し、あらかじめ資源物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第3号様式）により市長に届け出ること。

(産業廃棄物の保管基準)

第8条 産業廃棄物の保管基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）第8条を順守しなければならない。

(再利用の対象となる物の保管場所設置基準)

第9条 規則第14条第1項に規定する設置基準は、「事業用建築物の再利用対象物保管場所設置基準細則」による。

(一般廃棄物保管場所等設置基準)

第10条 規則第53条に規定する設置基準は、「事業用建築物の廃棄物保管場所等設置基準細則」による。

(市長の職務)

第11条 市長は、本要綱の適切な執行を図るため、次の職務を遂行することができる。

- (1) 市長は、第5条第1項及び第2項の提出があった場合、その内容を審査し、必要な助言

又は指導することができる。

- (2) 市長は、清掃指導員に、廃棄物管理責任者立会いのもとに必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類等の物件を検査させることができる。
- (3) 市長は、助言、指導及び立入検査の結果、改善等の必要があると認める場合、事業系大規模建築物の所有者又は建設者に対し、期限を定めて、必要な措置を取るべき旨の勧告をすることができる。
- (4) 市長は、勧告を受けた所有者又は建設者が正当な理由なくしてその勧告に従わない場合、必要に応じ、その旨を公表することができる。
- (5) 市長は、勧告を受けた所有者又は建設者が公表されたあとにおいて、なお、その勧告に従わない場合、必要に応じ、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受け入れを拒否することができる。
- (6) 市長は、事業用建築物に該当する建築物を占有する者並びに事業系大規模建築物及び一定規模事業系建築物の建設者が、保管場所等に係る責務を遂行しない場合、事業用建築物を占有する者又は建設者に対し、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

(附則)

この要綱は、平成5年10月14日から適用する。

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。